



各 位

平成 17 年 10 月 26 日

不動産投信発行者名

大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
阪急リート投資法人
代表者名

執行役員 山川 峯夫
(コード番号：8977)

問合せ先

阪急リート投信株式会社
取締役財務企画部長 森 寛
TEL. 06-6376-6821

「阪急リート投資法人」の上場のお知らせ

本日、阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場いたしました。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、主として特定資産に投資し、中長期にわたる安定的な収益の確保により投資主利益の最大化を目指すことを資産運用の基本方針としております。

投資対象につきましては、「商業用途又は事務用途の区画を有する不動産」を対象とし、中でも、阪急電鉄グループの持つ不動産事業における企画能力及び運営能力が活用でき、利便性の高い立地条件等の要件を充足することによって、地域の地価動向や経済変動にかかわらず収益の維持・向上が期待できる「商業用途区画」に重点的に投資します。

また投資対象エリアについては、「全国」を対象とし、中でも、相応の経済規模を有し、阪急電鉄グループの地域に根ざした情報力、ネットワークを活用できる「関西圏」に重点的に投資します。

成長戦略におきましては、独自のネットワーク及び阪急電鉄グループの情報収集能力を活用し不動産の売却に関する情報を広く収集し、また、阪急電鉄グループに対する優先交渉権を活用するとともに、資産運用について建物全体だけでなくフロアや区画毎の利用形態にまで着目した「区画の用途特性に応じた運営」（オペレーショナル・マネジメント）の最適化を目指すことにより、賃貸事業利益の維持・向上を図ります。

本投資法人の資産の運用につきましては、阪急リート投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）が上記の資産運用の基本方針に基づき、資産の運用に係る業務を行います。

資産運用会社は、阪急電鉄グループと協働することなどにより、中長期にわたる安定的な収益の確保により投資主利益の最大化を目指して運用を行います。

本投資法人は、投資家の皆様の運用資金と不動産市場を直接的に結びつける役割を担い、今後、安定した運用実績の提示及び透明性の高い情報開示を通じ、中長期的な資金運用を目指す投資家の皆様のご期待に応えるとともに、関西・大阪を発信地として資本市場及び不動産市場の一層の発展に寄与していくよう努めて参る所存です。

以 上

* 本資料の配布先：兜クラブ、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス <http://www.hankyu-reit.jp/>

投資法人及び資産運用会社の概要

1. 投資法人

- 商 号 : 阪急リート投資法人
本店所在地 : 大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
設立企画人 : 阪急リート投信株式会社
代 表 者 : 執行役員 山川峯夫
事 業 内 容 : 投信法に基づき資産を主として不動産等及び不動産対応証券の特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行うこと
- 沿 革 : 平成 16 年 12 月 1 日 設立企画人（阪急リート投信株式会社）による投信法第 69 条に基づく設立に関する届出
平成 16 年 12 月 3 日 投信法第 166 条に基づく設立の登記、本投資法人の設立
平成 16 年 12 月 6 日 投信法第 188 条に基づく登録の申請
平成 17 年 1 月 20 日 投信法第 187 条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（近畿財務局長第 1 号）
平成 17 年 10 月 26 日 東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場

2. 資産運用会社

- 商 号 : 阪急リート投信株式会社
本店所在地 : 大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
資 本 金 : 3 億円
株 主 : 阪急電鉄株式会社（100%）
代 表 者 : 代表取締役社長 山川峯夫
事 業 内 容 : 投信法に規定する投資法人資産運用業
- 沿 革 : 平成 16 年 3 月 15 日 会社設立
平成 16 年 4 月 28 日 宅地建物取引業免許取得（大阪府知事（1）第 50641 号）
平成 16 年 9 月 1 日 宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（国土交通大臣認可第 23 号）
平成 16 年 11 月 4 日 投信法上の投資法人資産運用業認可取得（内閣総理大臣第 34 号）